

お客様各位

『地方公務員共済六法 令和6年版』内容誤りのお詫びと訂正

標記書籍において、内容の一部に誤りがございました。

お客様には、ご迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

●該当箇所:1869 頁上段左から16 行目以降

(令和四・一二・二三総行福三五六)の附記の内容と(令和五・三・二二総行福五六)の附記の内容が入れ替わってしまっている。

誤 (現在の収録内容)	正
<p>【附記】(令和四・一二・二三総行福三五六)</p> <p>この運用方針の改正は、令和四年十月一日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、適用日に短期組合員(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。)となった者が、適用日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百二条第一項に規定する出産手当金の支給を受けていた場合には、この改正による改正後の地方公務員等共済組合法運用方針第一章地方公務員等共済組合法関係第六十九条関係の一の規定にかかわらず、適用日から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間、法第六十九条第一項に規定する出産手当金を支給するものとする。</p>	<p>【附記】(令和四・一二・二三総行福三五六)</p> <p>この運用方針の改正は、令和五年四月一日から適用する。ただし、(二)地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正(令和四年九月三十日総行福第三百十二号)の改正は令和五年一月一日から適用する。</p>
<p>【附記】(令和五・三・二二総行福五六)</p> <p>この運用方針の改正は、令和五年四月一日から適用する。ただし、(二)地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正(令和四年九月三十日総行福第三百十二号)の改正は令和五年一月一日から適用する。</p>	<p>【附記】(令和五・三・二二総行福五六)</p> <p>この運用方針の改正は、令和四年十月一日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、適用日に短期組合員(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受けない組合員をいう。)となった者が、適用日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百二条第一項に規定する出産手当金の支給を受けていた場合には、この改正による改正後の地方公務員等共済組合法運用方針第一章地方公務員等共済組合法関係第六十九条関係の一の規定にかかわらず、適用日から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間、法第六十九条第一項に規定する出産手当金を支給するものとする。</p>

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山 2-11-17

<https://www.daiichihoki.co.jp>

TEL 0120-203-694 FAX 0120-302-640